

熊本地方裁判所委員会（第36回）議事概要

日 時 平成29年11月22日（水）午後1時30分～午後3時30分

場 所 熊本地方裁判所大会議室

テーマ 障害者に対する配慮の取組について

出席者

（委員） 稲本信広，岩下範之，大久保仁視，小野寺優子，金澤裕子，川嶋隆憲，白石純一郎，添田恭正，高橋 毅，瀧華聡之，桑田 誠，古澤 亮，宮川いつ子，武藤美菜，山口和也（五十音順，敬称略）

（説明者） 一瀬民事訟廷管理官，中井刑事訟廷管理官，遠山総務課課長補佐，友井会計課専門官

（事務担当者） 中島事務局長，下道事務局次長，岩下総務課長

議事要領

第1 開会

第2 所長あいさつ

第3 新任委員紹介

第4 委員長選任手続（地方裁判所委員会規則6条1項関係）

委員長に瀧華委員（熊本地方裁判所長）を選任した。

第5 委員長代理指名（地方裁判所委員会規則6条3項関係）

委員長は，委員長に事故があるときの代理者として，小野寺委員（裁判官委員）を指名した。

第6 議事

- 1 裁判所における障害者配慮の取組について総務課課長補佐から説明し，引き続き，事件部における障害者配慮の具体例について民事部及び刑事部の訟廷管理官から説明した。

2 意見交換及び質疑応答

【●＝委員長，○＝委員，■＝説明者】

- 裁判所から御説明しました内容につきまして，御質問や御意見等
はございますでしょうか。
- 被告人について配慮を行った事例については，いずれも身体障害
をお持ちの方ということによろしいでしょうか。
- 被告人だけでなく，裁判員及び裁判員候補者も含むものですが，
歩行の際に介助が必要な方に配慮を行ったり，耳が聞こえにくい方
に助聴器をお貸ししたりした事例がございました。
- 御自身の職場における配慮の事例等につきまして，裁判所の運営
上，参考になることなどを御教示いただけますでしょうか。
- テレビの分野における障害者配慮としては，目の不自由な方や耳
の不自由な方にどのようにして必要な情報を伝えるかが最も大き
な根幹となる問題でして，これについてローカル放送局としてどの
ように取り組んでいくかが課題となっております。総務省が平成1
9年に放送における障害者向けの指針を定めておりまして，これは
10年で見直すことになっておりますので，来月にも見直しが行われ
、新しい指針が示される予定のものですが，ざっくり申し上げますと，
今の指針では，公共放送局においては，全ての番組に字幕を
付けなさい，民放キー局においても，今年度中に全ての番組に字幕
を付けなさいとなっております。我々ローカル局については，できる
限り全ての番組に付けるように頑張ってくださいとなっております。
字幕を付けると言っても，簡単に付けられるものではありませんで
、録画映像に字幕を付けることはコストと時間を掛ければできるの
ですが，生放送の番組にリアルタイムで字幕を付けるのは非常に大
変な作業になります。実際に我々ローカル局がどれくらい字幕を付

けられているかという点、ほとんど付けられていないのが現状です。今月放送した1時間もののドキュメンタリー番組には付けましたが、なかなか難しいものでした。その中で来月総務省から新しい指針が示され、具体的な数値目標が設定されるらしいということを知っておりまして、それをいかにしてクリアしていくかということが我々の大きな課題となっているものですから、こういうことをやっけていて皆さんの参考にしてほしいということがなかなか御紹介できないのが現状です。

- 生放送といいますと、いろいろあると思いますが、例えば、スポーツ中継等も含めて全てに字幕を付けるということでしょうか。
- 国の方針としましては、熊本地震のような大規模地震等の緊急放送についても、できる限り付けなさいというものです。もちろんやれるところはやろうとしているところですが、字幕といっても、全てをそのまま字にしても意味がむしろ伝わらないということがありまして、何を言っているか、短い言葉で伝えるのはなかなか大変で難しいところです。我々としても必要性は理解しておりますので、どうしたらそのような要請に応えることができるのか考えながら、実行しようとしているところです。
- 私は東京にある司法書士会の会合に出席する機会が多いのですが、そちらのホームページは、視覚の点で、色合いや文字の大きさ等について有識者の方に意見を聞きながら作成しております。また、視覚障害者の方が情報をキャッチできるようにということで、昨年からは音声読み上げ機能を付けております。

それから、熊本の司法書士会館が大江にあるのですが、この建物は昭和43年に建築されたもので、大変古い建物になります。これは司法書士会にとってはシンボリックな建物になりますから、立て直

しの際には、国民の皆様の視点を取り入れながら、障害をお持ちの方にも来訪しやすい設備となるよう協議しているところです。

- 私はNPO法人で地域福祉の仕事を行っております。今日のテーマはすごく興味深く感じております。私の職場では、介護や保育園等を行いながら、引きこもりや生活困窮者の支援を行っております。特に引きこもりやニート、生活保護受給者からの相談が増えておりました。精神障害をお持ちの方などは対応がとても難しく、警察や精神保健福祉士等の専門家とも相談、連携しながら、支援活動を行っております。また、介護事業では認知症支援と障害者支援を、通いと宿泊をあわせてワnfフロアで行っております。全国的にも珍しい形態で、全国から視察に訪れる方がたくさんおられます。一人一人違う障害を持っている方々が一緒に生活しておりますと、もめ事が起こることも多いですし、障害特性の違いにより対応が非常に難しいところです。一年程前から、聴覚障害の方で、目も見えない、耳も聞こえない、言葉も発せない方が通所を利用されていますが、手に書いてコミュニケーションを図っております。また、知的障害や精神障害の方が多くいらっしゃいますので、情緒不安定になることが多く、いろいろな方をワnfフロアで支援していくことの難しさを感じているところです。

次に、職場での配慮事例を紹介します。精神障害があつて、アルコール依存を持っている方の支援を行ったのですが、その方は調理師免許を持っていたこともあつて、私の施設の調理に入ってもらったところ能力を十分発揮され、責任者として頑張っておられます。元保育士で引きこもりになっている方について、施設内でいろいろな人と一緒にいることで自信を付け、また働けるようになったこともありました。生活保護受給者等の自宅を訪問し、フードバンクを

作ったり、洋服を準備したりして、外出支援を行い、就労に結びつけております。

20年位前から、知的障害の虞犯少女の生活支援は、専門家とアフターフォローをしながら現在も続いており、継続の大切さを今も学んでおります。

- 私は学校で働いております。現在、身体障害を持っている生徒は在籍していませんが、かつては、入試問題の用紙を拡大したり、定期考査の際に同様の配慮をした事例がありました。また、車椅子を利用した生徒も過去に在籍していたことがありました。車椅子専用の支援者を付けることまではできないものですから、生徒がカバーしてくれまして、この場合はクラスがまとまる傾向がありました。精神面においては、不登校の問題があります。小中学校では保健室に行くのは出席扱いにすることがありまして、高校には集団の中に入ることができないという情報が伝わらないことがあります。高校では出席日数や欠課日数等がありますので、なかなか難しい状況があり、カウンセラーや県からの支援を受けながら対応しているところ です。
- これまでの説明を聞いて、現場では法律ができる前から工夫して対応されているのだなと感心していたところ です。私が所属しております法テラスでは、身近な問題として、そのまま言葉を伝えたとしても意味がうまく伝わらないということがありますので、専門用語や特殊な略語を使用しないこととしております。例えば、我々は社会福祉協議会のことを「社協」などと略して言うことが多くありますが、我々の中では通じてても、初めて聞く人には全く通じないことがありますので、そのような用語は使わないことにしております。ほかにもいろいろな職場で専門用語があると思いますが、これらの

用語を使わずに分かりやすく説明するための研修を行っています。裁判所では、特に裁判用語等の難しい用語が使われることが多いと思います。裁判所の対応要領の中に障害者から申出があった場合に配慮を行うとあったかと思うのですが、申出がなかった場合に、相手にきちんと伝わっているかということはどうのように配慮して確認をされているのでしょうか。

- 障害の有無にかかわらず、相手の理解度を見ながら、それぞれの手続をかみ砕いて分かりやすく説明を行うというのが窓口対応の基本となっております。裁判所においては、手続案内を行うことになるのですが、その場合は、イラスト入りのリーフレットが多数整備されておりますので、視覚的にも分かりやすく説明するようにしております。
- 実際に裁判を運営している裁判官の立場から難しいと感じている点等を御紹介してください。
- その方が何を求めているのかということ为先入観を持たずに伺うということが重要だと思います。ゆっくりとその方からお話を伺う中で、どういった手続が考えられるかを御説明することになると思うのですが、裁判所の性質上、相手方のあるものですし、公平、中立性を守らなければなりませんので、その方が何を求めておられるのかを理解したとしても、「ではこれがいいです」ということを積極的に御説明するということが難しい面があります。ですから、一般的な説明をした上で法テラス等を御紹介することになってしまっていて、それで随分お世話になっているのかなと思うところですが、そこは御理解いただきたいところでございます。
- 先ほど御説明のありました、リーフレットを使って御説明されるというのは大変いいことだなと思います。

実は、この法律を勉強するために、調停委員を対象に、熊本簡裁から勉強会をしていただいたのですが、法律自体がすごく難しいので、分かりやすいように絵が付いている解説本だとか、県が出している冊子を事務室に備えて理解に努めています。

- 先ほど来、裁判所においては非常に丁寧な対応をされていることが理解できました。特定の障害については対応がしやすい点もあると思うのですが、不特定の来庁者の方にどこまで配慮をするのか、外見では分かりにくいケースですとか、先ほどの御説明にもありましたが、障害を理由に意味が通じていないのか、理解そのものできていないのかの判断が非常にしづらいケースがございます。私の仕事の性質上、それが契約の有効性に影響しますので、その判断が難しく、その場合の対応は、担当者と上席者の複数名で行うようにしています。

参考までに私の職場で行っている障害者配慮ということで、各店に車椅子、人工肛門に対応できる多目的トイレを設置しております。また、地震の際に新聞等で見られた方もいらっしゃるかもしれませんが、移動店舗を導入しておりますして、障害者の方でも御利用できるようにリフトを設置しております。聴覚障害者対応として卓上拡声器、視覚障害者対応として点字残高通知サービスを行っております。

裁判所において、特定の事件の関係であらかじめ障害をお持ちの方が来庁することが予定されている場合は、事前に対応の準備ができると思うのですが、予測できない一般の来庁者にどのように対応しているのかということをお聞かせください。

- 施設面のお話も御紹介いただきましたので、裁判所における施設面の状況も併せて説明してください。

- 駐車場につきましては、正面玄関の近くに障害者等用駐車場を2台分確保しております。

点字ブロックにつきましては、門扉から玄関受付までの間と来庁者が使用する階段に点字ブロックを設置しております。

次に段差関係ですが、基本的に庁舎内に段差はありません。ただし、2階と5階の法廷については、中央ホールからの経路では階段がありますが、法廷棟のエレベータを使用することで、当該法廷まで段差なく行くことができます。この点につきましては、玄関受付や各階ホールの案内表示でその旨案内しておりますし、玄関の守衛において、同様の案内をすることになっております。

エレベータにつきましては、全て車椅子対応となっております。

トイレの関係ですが、全てのトイレにベビーキープを設置しております。多目的トイレに関しましては、1階法廷棟、本館3階事務室前、別館2階に合計3か所あります。そのうち、オストメイト対応トイレは、1階法廷棟と本館3階事務室前の2か所になります。

また、裁判所には法廷がございますが、法廷は出入口から当事者席までの経路につきましては、車椅子が通行できる通路幅を確保しております。傍聴席に関しましては、車椅子対応の傍聴席を一部確保しております。

- 一般的な来庁者の方への対応について御説明いたします。まず、窓口相談に来られた方々につきましては、庁舎入口横に車椅子を整備しておりますので、車椅子の利用を御希望される場合には貸出を行うこととなります。また、耳が聞こえづらい方につきましては、窓口で聞こえがよくなる助聴器を整備しておりますので、この機器を利用していただきながら説明をしております。耳が聞こえづらいと言いましても、なかなか話がかみ合わない場合はこちらが意図す

ることがうまく伝わっていないということが考えられますので、対応する職員がその方の理解の程度を確認しながら、手続の御案内をしていくのが実情となります。目が見えづらい方に対しましては、拡大鏡等を使いながら御説明したり、拡大しても見えづらいという方に対しましては、書面に書いてある内容を読み上げて御説明することも行っております。具体的な事件が係属している場合は、どのような配慮が必要かということにつきまして、事前に情報を収集することになるのですが、窓口で御相談に来られる方というのは、通常、事前にどのような障害をお持ちの方なのか何も情報がございませんので、そのような場合でも適切な対応ができるよう、職員に対しましては、障害者の方々に対する対応の在り方や配慮の視点等につきまして研修等を行うとともに、経験値を積み上げながら、経験した内容を還元しているところであります。

- 先ほどの説明の中に、「御本人の意向を尊重し、過剰な対応にならないように注意している」ということがありました。私の職場におきましても、過剰な配慮がかえって障害者の方に対する差別につながっているのではないかとの問題意識があります。被害者に対する配慮の在り方とも通じる部分があるのですが、当該被害者や障害者が配慮として何を求めているかをしっかり受け止めることが重要であって、配慮の名の下に安易に対応することがかえって差別になることがあるのだと考えております。こちらで勝手に解釈せず、過剰な配慮は行わないことが重要だと考えております。

また、ここ10年くらいですが、特に行政において、障害者の「害」という字を平仮名表記することが増えております。報道等においても、「障がい者」と平仮名表記にされていることがありますが、私の職場では、行政機関の部署名等のように固有名詞になっている場

合を除き、「障害者」と漢字で表記しております。これは、どのような表記をしたとしても、誤解や偏見を生むものではないと考えているからです。

- 行政サービスを行う中で配慮を行った事例を御紹介いたします。保健所の方で集団検診を行っておりますが、障害児の保護者の方から、発達障害があることで集団の中で検診を受けることに躊躇を覚えるという相談がありました。このようなケースにおいて考えられる合理的な配慮として、4点ほど御説明いたします。1点目は、スムーズに検診を受けられるよう関係者間で情報共有し、担当看護師が付き添う態勢を事前に整備しました。2点目は、受付時の負担を軽減するために事前に家庭訪問し、問診票等の記載を済ませました。3点目は、障害の内容から移動に負担を伴う方に対しては、移動の負担を回避するため、職員が出向いて検診を行うことをやっております。4点目は、パニック防止のため、早めの受付を行って、個室等のできるだけ静かな場所を提供して診察を行うことをやっております。結果として、これらの取組によって、対象児と保護者の負担軽減につながっていると聞いております。
- 弁護士会におきましては、高齢者・障害者配慮委員会という委員会がありまして、そこで様々な配慮の在り方等を検討しております。具体的には、障害をお持ちの方々からは、相談を受けに来ること自体が困難であると聞いております。そこで、電話やファックスでも相談対応を行っております。また、相談におきましては、障害者御本人だけでなく、介護を行っている方や入所されている施設の方からも24時間ファックスでの相談申し込みを受け付けております。また、法テラスとも連携しながら、弁護士が対象地へ出張して相談も行っております。

ハード面につきましては、弁護士会館は古いものですから、なかなかバリアフリーが進んでいませんが、その点は弁護士会としても課題と思っております。

- 検察庁におきましても、障害をお持ちの方に対する対応について、全国的に要綱を定めまして、差別解消に努めているところであります。ただ、一般の方が広く利用する施設ではございませんので、具体的な配慮が必要な場面は限られておりまして、例えば、足の不自由な方が参考人や被疑者として来られる場合はありますので、そのような場合は、警察と連携しながら、車椅子が利用できるように通常では使用しない箇所のエレベータを使うとか、1階にある部屋で対応するなどの配慮を行っております。
- 障害者差別解消法の施行に伴いまして、障害者に対する配慮の取組が書面を中心とした運用に変わりました。基本的には、配慮が必要な方からどういう配慮を希望するかを書面に記載して提出していただき、本人と関係部署との間で、どういう配慮が必要かということを協議しております。具体的にどういう配慮をするかが決まった段階で、その内容を書面に記載して取り交わし、定期的に内容の見直しを行う運用になっております。
- 私の職場では、駐車場、多目的トイレ、車椅子、感覚器の整備等の一般的な障害者配慮は裁判所と同じになっております。補助犬は施設内に連れてくることはできますが、手術室等には性質上入室できないこととなっております。

患者さまをお呼びする時は、はっきりした声で番号を2回呼ぶこととしておりますし、パンフレットの字は大きく記載されています。

精神科の病棟におきましても、過剰な対応は行わないということで、精神科の病棟におきましても、一般病棟と何も変わらない対応

を行っております。

それから、今から取り組まないといけないなど思っているところでは、LGBTの方のために、男女共用のトイレを整備したり、入浴の日を男性の日、女性の日としていたのを部屋番号の奇数の日、偶数の日とするなどの配慮を考えています。

何か困っている方がいれば、施設面の工夫ばかり検討するのではなく、人がきちんと対応することが大切だと思います。とにかく、職員の気配り、目配りによって、障害をお持ちの方が困らないように努力しているところです。

- 障害者配慮につきまして、委員の皆様の職場において様々な取組をなされていることがよく分かりました。本日の意見交換を通じまして、裁判所における障害者配慮を検討する上で非常に参考となる取組等も聴かせていただきました。裁判所におきましても、今後の障害者配慮の取組みについて、検討を重ねていきたいと考えております。

第7 次回開催日

平成30年5月23日（水）午後1時30分～午後3時30分

第8 次回テーマ

「大規模地震への備えについて～熊本地震から2年を振り返って～」